

掛川市では

「子育てに優しい事業所」



を認定します。

掛川市では、子育てと仕事の両立環境整備に積極的に取り組む事業所を「子育てに優しい事業所」として認定します。認定事業所には認定証を交付し、市ホームページへの事業所名掲載や、積極的な取り組みを紹介するなど、ワーク・ライフ・バランスの一層の発展を支援します。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

■認定要件

- ①子育てに関する支援制度が整備されていること。
- ②子育てに関する支援制度を利用しやすい職場づくりに取り組んでいること。
- ③職場環境の改善を推進していること。
- ④申請時に掛川市内に住所を有していること。
- ⑤市税の滞納がないこと。 など



■申請手続き 以下の書類等をご準備の上、下記期間内に受付窓口にご提出ください。



- ①申請書
- ②チェックシート
- ③事業所の概要がわかるもの

※申請受付後、専門家（社会保険労務士）が訪問し、内容審査を行います。

※申請書類（様式）は、掛川市役所こども政策課に設置しています。

（掛川市ホームページからもダウンロードできます。）

■申請期間 **令和元年8月1日(木)～12月27日(金)**

■登録事業所になると

- ①イメージアップするとともに、PR効果があります。
- ②社会保険労務士の助言や支援を受けられます。
- ③登録事業所の情報交換会や先進事業所の講演会等、登録後も市からの支援を受けられます。

■受付窓口（問合せ先）

掛川市役所こども希望部こども政策課

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1-1 電話：0537-21-1211

e-mail：kodomoseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp



 **掛川市**